

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 東アジアサミットの成果と日中関係

1月15日、東アジア首脳会議(サミット)が閉幕した。マレーシアで2005年に開催された前回サミットでは小泉前首相の靖国参拝を巡る日中の対立が目をつけたが、今回は、北朝鮮問題、環境・衛生・エネルギー問題、東アジア域内での貿易自由化への取組みなどで、前向きな議論が進められたと評価されている。

中国にとってはASEAN(東南アジア諸国連合)との間でFTA(自由貿易協定)をサービス分野にまで拡大する合意書に調印したことが重要だろう。これによってASEAN諸国は成長著しい中国の運輸、建設、不動産、環境などの分野への参入が容易になる。2008年の北京オリンピックや2010年の上海万博を控えてサービス分野のビジネスチャンスは大きい。

ASEANとのFTA締結については、中国は日本に大きく先行しているとの評価が定着しているようだ。2002年に調印された「包括経済協定枠組み協定」では2010年までにASEAN原加盟国(タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイ)と、2015年までには新加盟国(カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス)と、商品に関する自由貿易圏を完成させることを目標とすることが盛り込まれ、2005年7月から関税引下げが始まっている。こうした急速な進展の背景には中国がASEANのメリットの拡大に向けて大幅に譲歩したこと、特に、ASEAN諸国の関心の高い熱帯農産物の関税引下げを“アーリーハーベスト”として先行実施したことやWTO未加盟国であるにもかかわらず最恵国待遇を与えたことなどがあるといわれている。

中国の積極的なFTAへの取組みは、加盟国が多く利害調整が難しいWTOにかかわってFTAが世界貿易の新しいルールとなる中でその主導権を握るとともに、ASEAN諸国との経済の一層の密接化により中国脅威論の解消や安全保障の強化を図ろうとするものであるといわれていた。また、中国のアジアにおける影響力の強化が目的であるとの見方も強かった。一方で、実際の経済効果については下表が示すとおり、貿易の顕著な拡大には繋がっていないのが現実のようだ。今回のFTAのサービス分野への拡大は、こうした事態を打開すると共に、ASEAN諸国の中国に対する大きな貿易赤字を解消することも狙うものだろう。

さて、今回のサミットについては、日中関係の改善こそが最大の推進要因であったとの評価も多い。中国の一方的影響力の拡大を恐れる国もあり、やはり日本との調整が必要だというわけだ。これについては昨年末のFinancial Times紙の社説が思い起こされる。“戦争や災害といった大きな政治イベントが多かった2006年だが、平和にとって大切なニュースがあったことを忘れてはならない。それは9月末に日本と中国に関係回復に向けての動きが見られたことである。…良好な日中関係は二つの補完的な経済に多大なメリットをもたらす。…より大切なのは、東アジアの中心での堅固な日中関係は太平洋の、ひいては世界全体の平和に繋がるものとなる。”というものだ。クリスマスを直前に控えた12月22日の記事であるためか少しプレゼント的な匂いもするが、平和の経済的メリットは計り知れない。今回の東アジアサミットの成果もこの文脈で捕らえたい。

中国の輸出入シェアの推移

全体	輸出				輸入			
	95	00	03	06 1~9	95	00	03	06 1~9
インドネシア	0.97	1.23	1.02	0.97	1.55	1.96	1.39	1.25
マレーシア	0.86	1.03	1.40	1.43	1.56	2.43	3.39	2.92
フィリピン	0.69	0.59	0.71	0.59	0.21	0.75	1.53	2.16
タイ	1.18	0.90	0.87	1.03	1.22	1.95	2.14	2.22
シンガポール	2.35	2.31	2.02	2.41	2.57	2.25	2.54	2.24
ASEAN上記5カ国合計	6.05	6.05	6.03	6.43	7.12	9.33	10.98	10.79
ASEAN全体	n.a.	6.94	7.06	7.42	n.a.	9.85	11.46	11.19
台湾	2.08	2.02	2.06	2.19	11.19	11.33	11.95	10.96
韓国	4.50	4.53	4.59	4.62	7.79	10.31	10.45	11.31
日本	19.13	16.70	13.56	9.65	21.96	18.45	17.96	14.50
EU	12.83	15.32	16.44	18.56	16.09	13.70	12.86	11.36
米国	16.62	20.92	21.10	21.25	12.21	9.94	8.20	7.68

(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●06年の外貨準備高 1兆663億米ドル

日本を抜いて世界第1位に

中国人民銀行は15日、2006年末の外貨準備高が1兆663億米ドルとなったと発表した。多額の貿易黒字を背景に前年比30.2%増の2,473億米ドル増加し、日本の8,953億米ドルを抜いて世界第1位になった。政府は巨額の外貨準備を削減すべく、一部商品の輸出抑制、外資利用方針の転換、中国企業の海外進出促進等を図っているが、2007年も輸出はやや鈍化するものの、引続き輸入の伸びを上回り2,000億米ドル以上の貿易黒字が見込まれるという。

●商務部 貿易黒字の削減が今年の最大課題

15日に開催された全国商務工作会議で、商務部の薄熙来部長は「過大な貿易黒字は国内のバランスの取れた経済発展にネガティブな影響を及ぼすと共に、対外貿易や経済協力の持続的発展にも不利になるため、貿易黒字の削減が今年の最大課題」との見方を示した。貿易黒字の削減を商務部の最重要任務とすることを明らかにしたのは今回が初めて。具体的には、今後、資源エネルギー多消費型製品の輸出抑制、先端技術・設備の輸入促進を図る方針。

2. 産業

●外資系旅行会社 7月から内国民待遇化

国家観光局の邵局長は18日、全国観光工作会議の席で、本年7月1日より外資系旅行会社の支店設立規制の撤廃と、登録資本金の内国民待遇化を実施することを明らかにした。WTOの公約では、加盟後6年以内に独資現法の設立、合弁現法の支店設置が可能、営業地の地理的制限を撤廃とされている。独資については既に2003年に実現しており、今回の支店設置規制の撤廃も公約の前倒しの実施となる。また、登録資本金額も同時に引き上げられる。因みに、2006年末現在で、中国人の旅行可能な国・地域は132ヶ所、海外旅行者は3,400万人に達した。一方、中国を訪れた外国人観光客は1億2,400万人に上る。

●12月70都市の住宅販売価格 前年比5.4%上昇

国家发展改革委員会と国家統計局は18日、06年12月の全国70大都市の住宅販売価格指数が前年同期比5.4%上昇、上昇率が前月比0.2ポイント上昇したことを発表した。新築物件で上昇率が高かった都市は秦皇島(前年同期比+11.8%)、北京(+10.4%)、深圳(+10.0%)、福州(+9.8%)等。北京は7ヶ月連続の2桁増となったが、上海は0.1%低下した。中古物件では鄭州(+12.4%)、深圳(+11.4%)、大連(+10.5%)、北京(+10.3%)等の上昇が顕著。

3. 貿易・投資

●06年対内直接投資 実行ベースで微増の630億ドル

商務部の統計によると、2006年の対内直接投資(除く金融業)は、実行ベースで前年比4.5%増の630.2億米ドルとなった。但し、新規設立件数は同5.8%減の41,473社に留まった。日本からの投資は実行ベースで同29.6%減の45.98億米ドル、新規件数は同22.8%減の2,590件となった。

●不動産デベロッパーに対する土地増値税徴収強化

国家税務総局は16日、「不動産開発業者に対する土地増値税清算管理問題に関する通知」を発表。2月1日より不動産デベロッパーに対する土地増値税の課税が強化される。土地増値税は不動産売却に伴う利益に対する税金で、従来利益の算出が困難な場合、不動産販売価格の1~3%を税額とする「予納制」を認めていたが、納税額がデベロッパーの利益実態から大きく乖離していた為、「予納制」を廃止して販売後に納税する「清算制」に変更し、併せて4段階の税率による累進課税とした。徴収強化による住宅価格高騰を抑制する狙いもあるものと見られる。

4. 金融・為替

●全国金融工作会議 5年ぶりに開催

金融政策の方向性を示す全国金融工作会議が19日~20日、北京で開催された。会議には温家宝首相が出席し、金融業が抱える現状の問題点として、不完全な金融システム、不合理な業界構造、不十分なコーポレートガバナンス、国際収支の不均衡を指摘した上で、今後について持続的且つ健全で安定した発展を目標とすることを強調し、具体的政策として以下の6点を挙げた。①国有銀行改革の深化と近代的銀行制度の確立を加速、②農村金融改革の促進、③資本市場と保険市場の発展と金融市場体系の多層構造を構築、④金融調節機能の強化、⑤金融業の対外開放の積極推進、⑥金融監督管理能力の向上と金融機関の内部管理の強化。

なお、金融工作会議が開かれるのは5年ぶり。WTO加盟に伴う銀行業の対外開放、国有銀行改革の一環としての商業銀行の上場本格化等を経て、中国銀行業の発展が過渡期から転換期に差し掛かか中、金融工作会議が開催されたことは大きな意義を持つものと見られている。

EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting
中国総代表 日本国公認会計士
鈴木康伸

【中国個人所得税確定申告制度の概要】

2006年11月6日に公布された「個人所得税自己納税申告弁法（試行）」（国税発 2006 年 162 号通達）及びその補足である「年間所得 12 万元以上の自己納税申告を行う規定の確定通知」（国税函 2006 年 1200 号通達）の二つの中国国家税務総局から出された通達を根拠に、各地の税務当局（個人所得税は地方税務局系列の取扱いとなる税目です）が通達を出して納税者に確定申告を呼びかけています。上海市を例にとると、沪地税所二[2006] 18 号通達が 2006 年 12 月 1 日に公布されており、上記国家通達の実施を推進する規定ぶりとなっています。2006 年度の確定申告の受付はすでに始まっており、北京市などでは数千人の納税者が申告を終えたという記事が新聞等に掲載されておりますが、申告期限が 3 月末であることから多くの地域で総じて様子見の状況にあるようです。では、以下に具体的な内容を見ていきましょう。

確定申告が必要となる外国人は多くが、1）年間所得（賃金給与、利息配当等含む）合計額が 12 万元以上の個人か、2）中国国外の源泉所得のある個人のいずれかに該当する納税義務者でしょう。

ただし両者とも、中国国内に住所がなく、かつ中国国内における居住が暦年で満 1 年とならない（暦年で累計 90 日以上或いは連続して 30 日以上 of 国外勤務期間がある）非居住者は対象外となります。

申告時期は、中国国外から所得を得た納税者は、**納税年度終了後 30 日内**に、年間所得 12 万元以上の納税者は**納税年度終了後 3 ヶ月内**に主管税務機関へ納税申告を行うことと規定されています。後者は、中国国内勤務の対価として中国源泉所得を受け取る個人が多く該当するもので、通常は勤務先の中国法人で月次納税していますので、計算間違いなどがない限り確定申告で税額の追加納付・還付は生じません。

前者は、期中で納税をしていない中国国外に源泉がある所得を歳入の関係からも、年度終了後速やかに納税申告を行わせるという主旨であると思われます。

申告対象所得は、国内源泉所得と国外源泉所得に大別され、所得の区分は「賃金給与、役務報酬、原稿料報酬、特許権使用料、利子・株式利子・配当所得、財産賃貸、資産譲渡、一時所得、国务院財政部門の徴税の確定を経たその他の所得」と国内源泉も国外源泉も同じといえます。ただし、個人所得税法实施条例第 6 条に免税可と規定される、満 1 年以上満 5 年以下居住する個人に中国国外で支払われる国外源泉所得は申告対象外となります。逆にいえば、暦年で満 5 年を過ぎた納税者個人の 6 年目以降に受取る国外源泉所得は、以降の課税年度において国外源泉所得として納税申告が必要です。

法的責任としては、定額罰金と税額に応じた罰金が規定されています。

- ・ 納税義務者が規定の期限までに申告をしない場合、2,000 元以下（状況が重大な場合は 2,000 元から 10,000 元）の罰金が課される
- ・ 納税義務者の虚偽申告の場合、未納付または過少納付額の 50%から 5 倍の罰金が課される
- ・ **源泉徴収義務者の源泉徴収義務不履行、過少納付の場合、**当該額の 50%から 3 倍の罰金が課される

下記は、居住期間と所得の源泉、支払場所で分類した課税、非課税判断及び確定申告対象・非対象所得の判定表です。

納税義務者と納税範囲

納税義務者の区分

居住期間

納税義務の有無

住所	有 無	居住者 非居住者	居住期間	国内源泉		国外源泉	
				国内 支払	国外 支払	国内 支払	国外 支払
			関係なし				
			5年超の居住	課	課	課	課
			1～5年の居住	課	課	課	非
			183日～1年の居住	課	課	非	非
			183日未満の居住*	課	非	非	非

*租税条約がない場合は90日基準

申告対象外 申告対象

NERA Economic Consulting

1

上海ではウェブ申告 (www.csj.sh.gov.cn) が1月20日より受理開始となっています。

- 年間所得12万元以上であり、かつ追加納付、税還付の生じない納税者は郵便申告またはウェブ申告ができますが、追加納付、税還付の生じる納税者は主管税務機関にて申告となります。
- 中国国内の2カ所或いは2カ所以上から給与、賃金所得を得ている者、中国国外所得を得ている者、源泉徴収義務者がいない者は、当弁法に基づいて期限までに主管税務機関窓口にて自己納税申告をすることとなり、郵便申告或いはインターネット申告はできません。

下記は、附表1が、年間12万元以上の納税申告用紙であり、附表3が国外源泉所得のある個人の納税申告用紙です。

第一義的には納税者個人の果たすべき義務ではありますが、会社の辞令により派遣・出向している日本人などの中国での納税義務に本社としてどのように対応するかは方針として持つておくべきでしょう。あと2ヶ月ですが、対象者別の申告表提出の要否、給与以外の所得の把握、税額の負担、納税方法などを早急に決めておく必要があります。なお、当弁法20条に納税申告の延期が規定されていますので、特に国外源泉所得の実際納税を必要とする、中国居住期間満5年超の方は、初回申告が大事ですから期限を延期してでも慎重な計算、納税が必要です。

マーシュ&マクレナン カンパニー（MMC）グループのエコノミック・コンサルティング会社、NERA Inc. (National Economic Research Associates, Inc)は、日本に次いでアジアで二箇所目となる中国・上海での拠点を平成 18 年 10 月に設立し、日系企業を中心とする多国籍企業に向けた移転価格・国際税務サービスを始めました。個人所得税、内外資企業所得税の統一問題などのご質問、ご意見もお寄せ頂ければ幸いです。

また、この度NERA株式会社は、平成19年2月21日（水）、移転価格セミナー『企業に求められる移転価格問題への対応』（参加費：無料）を東京で開催いたします。詳細は弊社ウェブサイト

<http://www.nera.jp/> をご参照ください。

NERA Economic Consulting

中国総代表 日本国公認会計士 鈴木康伸

連絡先： yasunobu.suzuki@nera.com

附件：个人所得税纳税申报表式样 ANNEX: INDIVIDUAL INCOME TAX RETURN FORMAT

附表 1

个人所得税纳税申报表

(适用于年所得 12 万元以上的纳税人申报)

INDIVIDUAL INCOME TAX RETURN

(For individuals with an annual income of over 120,000 RMB Yuan)

纳税人识别号: Taxpayer's ID number
纳税人姓名(签字或盖章): Taxpayer's name (signature/stamp)
税款所属期: 填表日期: 年 月 日
Income year Date of filing: date month
Monetary unit: RMB Yuan

纳税人姓名 Taxpayer's name	国籍 Nationality	身份证号 ID Type	身份证照号码 ID number
抵华日期 Date of arrival in China	职业 Profession	任职、受雇单位 Employer	经常居住地 Place of residence
中国境内有效联系地址 Address in China	邮编 Post code	联系电话 Tel. number	
所得项目 Categories of income	年所得额 Annual Income		
	境内 Income from within China	境外 Income from outside China	合计 Total
1、工资、薪金所得 Wages and salaries			
2、个体工商户的生产、经营所得 Income from production or business operation conducted by self-employed industrial and commercial households			
		应纳税额 Tax payable	已缴(扣)税额 Tax pre-paid and withheld
		抵扣税额 Foreign tax credit	应补(退)税额 Tax owed or overpaid

3、对企事业单位的承包经营、承租经营所得 Income from contracted or leased operation of enterprises or social service providers partly or wholly funded by state assets							
4、劳务报酬所得 Remuneration for providing services							
5、稿酬所得 Author's remuneration							
6、特许权使用费所得 Royalties							
7、利息、股息、红利所得 Interest, dividends and bonuses							
8、财产租赁所得 Income from lease of property							
9、财产转让所得 Income from transfer of property							
10、偶然所得 Incidental income							
11、其他所得 other income							
合 计 Total							
我声明, 此纳税申报表是根据《中华人民共和国个人所得税法》的规定填报的, 我确信它是真实的、可靠的、完整的。 Under penalties of perjury, I declare that this return has been filed according to the provisions of THE INDIVIDUAL INCOME TAX LAW OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA , and to the best of my knowledge and belief, the information provided is true, correct and complete. 纳税人(签字) Taxpayer's signature							
代理人名称: (Firm's name) 经办人(签章) (Preparer's signature): 代理人(公章)(Firm's stamp): 联系电话 (Phone number):							

受理人: 受理时间: 年 月 日

受理申报机关: (Responsible tax officer) (Time: Date/Month/Year)

(Responsible tax office)

附表 3

个人所得税年度申报表
INDIVIDUAL INCOME TAX ANNUAL RETURN

纳税年度: 自 年 月 日至 年 月 日
Taxable year: From ____ date ____ month ____ year
to ____ date ____ month ____ year

填表日期: 年 月 日
Date of filling: ____ date ____ month ____ year
金额单位: 人民币元
Monetary unit: RMB Yuan

纳税人编码
Tax payer's file number

根据《中华人民共和国个人所得税法》第七条和第九条的规定,制定本表。纳税人应在年度终了后三十日内将税款缴入国库,并向当地税务机关报送本表。
This return is designed in accordance with the provisions of Article 7 and Article 9 of INDIVIDUAL INCOME TAX LAW OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA.
The tax payers should turn the tax over to the State Treasury, and file the return with the local tax authorities within thirty days after the end of the taxable year.

纳税人姓名 Tax payer's name		国籍 Nationality		抵华日期 Date arrived in China	
在中国境内住址 Address in China		省、市、县、街道及号数(包括公寓号码) Street name and number (including number of apartment) 公寓 Apartment 街道 Street 县/市 County/City 省 Province			
在中国境内通讯地址(如非上述住址) Mailing address in China (If not the same as above)		邮编 Post code		电话 Tel. number	
职业 Profession		服务单位 Employer		服务地点 Working location	
中国境内所得已纳税额 Amount of income tax paid in China		境外所得应纳税额 Tax on income from sources outside China			
所得项目 Categories of Income	所得期间 Income period	应纳税所得额 Taxable income	已纳所得税额 Income tax paid	自缴或扣缴 self-reporting or withholding	所得项目 Categories of income
					收入额 Receipts
					减费用额 Deductions
					应纳税所得额 Taxable income
					税率 Tax rate
					快速算扣除数 Quick calculation deduction
					应纳税所得额 Income tax
					境外已缴税额 Foreign tax paid

代理申报人(签字):
Agent (Signature):

纳税人(签字或盖章):
Tax payer (Signature or seal):

以下由税务机关填写(For official use)

收到日期	接收人	审核日期	主管税务	
境外税	扣除限额	审核 记录	机关盖章	
额的扣	实际扣除额		主管税务	
除计算	上年减免的或结转的税额			官员签字
	应补缴的税额			

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.01.15	7.7935	7.7915~7.7940	7.7918	-0.0066	6.4685	-0.0009	0.99932	-0.0006	10.0828	0.0243	1.3200	2935.54	132.48
2007.01.16	7.7887	7.7876~7.7905	7.7900	-0.0018	6.4581	-0.0104	0.99845	-0.0009	10.0927	0.0099	1.4000	2963.86	28.32
2007.01.17	7.7800	7.7740~7.7806	7.7740	-0.0160	6.4462	-0.0119	0.99670	-0.0017	10.0538	-0.0389	1.4900	2920.08	-43.78
2007.01.18	7.7744	7.7702~7.7746	7.7710	-0.0030	6.4080	-0.0382	0.99549	-0.0012	10.0712	0.0174	1.4900	2896.34	-23.74
2007.01.19	7.7745	7.7732~7.7764	7.7739	0.0029	6.4142	0.0062	0.99536	-0.0001	10.0900	0.0188	1.6000	2974.88	78.54

トピックス

【15日】

- 屠光紹 証券監督管理委員会 (CSRC) 副主席は、外国の証券取引所が中国に拠点を置けるようにするための関連規則を現在策定中であるとしたものの、米国の取引所がすでに中国拠点の設立手続きに入っているとの説については否定した。
- 商務部は2006年の同国への海外直接投資 (FDI) が、金融セクターへの投資を含むベースで、前年比▲4.06%の694億7000万米ドルになったと発表した。
- 2006年末時点の外貨準備高は、1兆663億米ドルとなった。

【16日】

- 商務部のシンクタンクである国際貿易経済協力研究院は、人民元は過小評価されており、経済のバランスを取るためには、人民元の一段の上昇が必要であるとした。
- ラトIMF専務理事は「(中国の)金融政策がより効果的に行使されるべきであると考えている」「そのためには、金融システムの自由化を拡大する必要があるほか、より強力に為替相場制度を用い、価格決定や経済のリソース配分を市場の力に一段と自由に任せることが必要である」「効果的な実質為替レート動向を目標に定め、現実を反映させることは、中国を大いに支援し、世界経済においても非常に重要な役割を果たすことになる」と述べた。

【17日】

- 新華社は、銀行が市場の自由化に対応できるようにすることを目指す措置の一環として、預金を受け入れている全ての金融機関に対し、預金保険制度に加入することを義務づける方針であると報じた。
- 銀行業監督管理委員会 (CBRC) は新規に設立する銀行に海外の戦略的投資家の受け入れを義務付ける規定を撤廃したと発表した。

【18日】

- 高虎城 商務部事務次官は、内需を拡大し輸入を増やすことで貿易黒字の削減に取り組むとし、対外貿易では基本的に均衡した状態を目指すが見解を示した。
- 国家開発改革委員会が発表したところによると、12月の70都市の平均不動産価格は、前年同月比+5.4%となった。(11月: 同+5.2%)

RMB レビュー&アウトLOOK

- 前週末に節目となる7.8の水準を突破した人民元は今週も続伸、18日には制度変更後最高値となる7.7702を付けている。対香港ドル等価の水準を上回って以降、上昇速度が加速している。商務部からは、内需拡大と輸入の増加により貿易黒字削減を実現する方針であるものの、好調な輸出により対外貿易収支の均衡には相当の時間を要するとの見解が示された。同部のシンクタンクである国際貿易経済協力研究院からは、人民元は過小評価されており、経済のバランスを取るためには人民元の一段の上昇が必要との意見が出されるなど、当面人民元が緩やかな上昇を続ける地合いが続こう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。